

平成31年2月 一部改訂版

仕入先関係会社

日野構内作業要領



日野自動車安全衛生基本理念

基本理念

- 安全は全ての業務に優先する
 - ・ 安全なくして、企業の発展なし
 - ・ ルールを守らずして、安全なし
 - ・ プロとしての自覚なくして、安全なし

日野自動車株式会社
日野自動車安全衛生協力会

日野構内作業要領の概要

1 日野が発注し、日野構内で行われる作業の必須条件

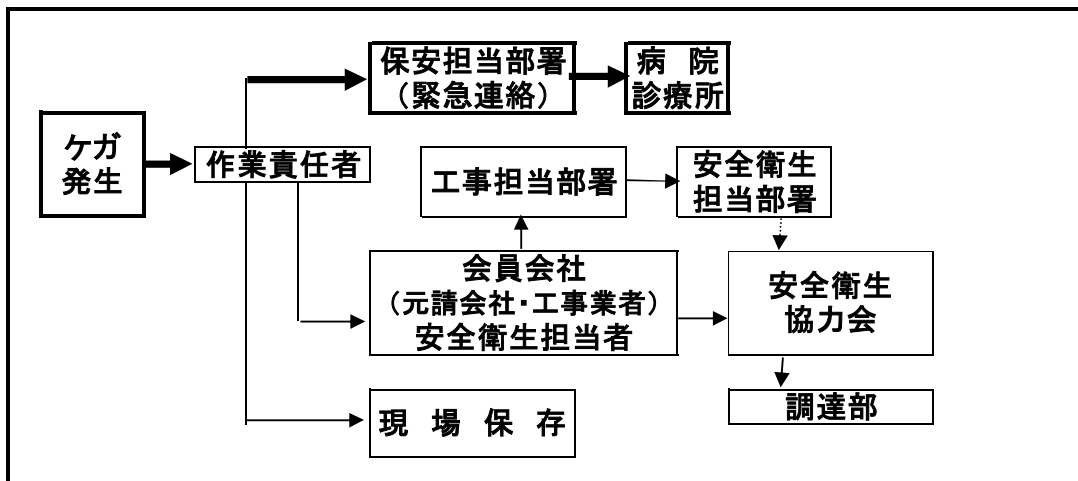
1. 元請会社は「日野安全衛生協力会」の会員であること
2. 元請会社は全豊田安全衛生研究会が定めた工事責任者の資格を有する者を工事責任者として選任すること
3. 単位作業場所ごとに選任する「作業責任者」は次の3つの条件を満たすこと
 - ①全豊田安全衛生研究会の加盟会社が行なう「作業責任者」(安全衛生責任者)教育を修了し、現在有効な資格者証を所持している者
 - ②労働安全衛生法第60条による職長等の教育を修了している者
 - ③全豊田独自の(感電防止・高所作業)教育を修了している者
4. 労働安全衛生法、その他関係法令による免許・技能講習・特別教育の必要な作業については、作業者は所定の資格を有していること
5. 工事に関する安全衛生・環境の管理体制を確立し、リスクアセスメントを実施し、労働災害・事故・公害等の未然防止に努めること
6. 日あたり30人以上(元請会社及び関連協力会社)の作業者が混在する作業の場合は「建設業元請会社の管理体制」をとること

2 工事に必要な手続き

1. 工事連絡会調整結果通達書
 - ・事前提出と防災責任者の決裁印の取得・確認
2. 機器の持ち込み手続き
 - ・使用前点検の実施及び(危険物・発電機)持込書の提出<該当作業>
3. 臨時火気使用願
 - ・使用許可書の取得及び臨時火気使用許可看板への掲示
4. 工事管理板の掲示(必要書類の記入と掲示)
 - ・工事看板(項目がすべて記入されていること)/注文書の写し
 - ・本日の作業
 - 作業指示(前日までに作業の手順ごとに作業者と作業時間を記入)
 - KYM実施記録(現場で全員で行ない、健康確認後に全員署名)
 - ・作業者名簿(当日の作業者の入場/退場時間を記入)
 - ・資格者一覧表(作業責任者を含む作業者全員の資格を記入)
 - ・工事通知書・客先許可書
 - 工事連絡会調整結果通達書/クレーン・パワーショベル使用申請書(危険物・発電機)持込書

3 災害発生時の対応

【ケガ等の措置】



目次

前章

第1節	目的	1
第2節	適用範囲	1
第3節	用語の意味	1
第4節	日野自動車安全衛生協力会への入会	2

第一章 発注者・工事責任者・作業責任者の責務

第1節	発注者の責務	3
第2節	工事責任者	3
第3節	作業責任者	5

第二章 安全衛生管理体制

第1節	体制	7
第2節	組織内での役割と職務	8
第3節	安全衛生協議会の設置と活動	8
第4節	作業者の教育と資格	10

第三章 工事前の手続き

第1節	工事連絡会調整結果通達書	12
第2節	火気使用の手続き	12
第3節	工事管理板	13

第四章 入門・出門手続き

第1節	入出門	15
第2節	物品の持ち込み・持ち出し	16

第五章 遵守事項

第1節	規律	17
	1 構内一般心得	17
	2 作業一般心得	17
	3 禁止事項	19

第2節	日野構内通行	19
第3節	防火及び火気使用作業	20
第4節	日野施設・設備・動力源の使用	23
第5節	物品の搬入・搬出(運搬荷役)作業	23
第6節	物品の集積	24
第7節	屋内・屋外作業	24
第8節	路上作業	24
第9節	高所作業	25
第10節	電気(設備)工事作業	26
第11節	電動工具(可搬式)・電気使用機器等取扱い作業	26
第12節	アーク溶接作業	27
第13節	ガス溶接作業	28
第14節	高圧ガス設備工事	28
第15節	フォークリフト作業	29
第16節	設備のロックアウト(他人の誤操作防止)	30
第六章 環境保全		
第1節	法律の遵守	31
第2節	事前の措置	31
第3節	調査・検討	31
第4節	環境事項	31
第5節	廃棄物処理	31
第七章 その他		
第1節	災害・事故発生時の連絡・報告	32
第2節	災害・事故発生時の対応手順	33
第3節	災害・事故発生時の応急処置対応	34～35
<添付資料>		
別表1	電動工具・電気使用機器 点検対象表	36
別表2	外来工事機器持込基準	37
別表3	資格一覧表	38
別表4	安全衛生保護具一覧表	39
別表5	リスクアセスメント評価基準表 (サンプル)	40～41

<帳票> ※古河工場の新設に対応		
様式1・2	臨時火気使用願(A～E)	42～46
様式1・2-1	4日目以降の工事安全チェック表	47
様式3	工事連絡会調整結果通達書	48
様式3-1	4日目以降の工事安全チェック表	49
様式4	(危険物・発電機)持込書	50
様式5	クレーン・パワーショベル使用申請書(A～E)	51～55
様式6	(労働・物損・ヒヤリハット)災害報告書	56
様式7	事故・災害発生連絡書	57
様式8	アーク溶接機 始業点検チェックリスト	58
様式9	ガス溶接装置 始業点検チェックリスト	59

<工事管理板(書類)>

① 工事看板(元請会社・元方会社・施工会社)	60
② 本日の作業(作業指示)	61
③ 本日の作業(KYM実施記録)	61
④ 作業者名簿	62
⑤ 資格者一覧表	63

<参考資料>

1 発電機の使用要領	64
2 構内自家発電機の手扱い基準	65
3 高所作業安全心得	66
4 「保護メガネ着用義務」の免除判断基準	67～68
5 工事計画書・1 (工事発注側作成書類)	69
6 防火要件ランク	70
7 漏電遮断機付き延長コード (ポッキンコード)	71
8 2m以下の脚立跨ぎ・天板座り作業(配線などの軽作業)	72

前章

第1節 目的

この要領は、仕入先が日野自動車株式会社(以下、日野という)から発注された作業(事前調査も含む)を日野の各工場・事業所の構内(以下、日野構内という)において実施する際、災害・事故・環境汚染等を防止し、作業の円滑な推進を期すために、必要な諸手続き、構内で遵守すべき事項、作業を実施する場合に必要な心得・ルール及び日野構内で作業を行なう仕入先の安全衛生管理について定めたものである。

第2節 適用範囲

この要領は日野より発注され、施工する全ての外来工事に適用する。

ただし、天災に伴う緊急対応工事については手続き等、一部については日野安全衛生管理部署の了解のもと適用を除外することができる。

第3節 用語の意味

1 日野構内作業

日野が発注する工事や作業の全てをいう。

※発注前の事前調査は原則として含まない。但し、**危険を伴う調査の場合は、工事として扱う。**

(梯子・脚立を使用する高所作業及び感電)

(1) 外 来 工 事

- ① 建設土木工事 建屋及び構築物に係わる土木・建設・営繕工事・電気工事及び水道・ガス・蒸気等の用役作業
- ② 設備据付工事 機械設備の据付・操作・調整並びに解体・撤去に係わる工事
- ③ 機械保全作業 機械設備の修理・補修・点検に係わる作業
- ④ 造 園 作 業
- ⑤ 清 掃 作 業
- ⑥ その他の一般作業

(2) 構内業務請負作業 **(工事管理板を使用しない作業)**

仕入先が請負作業として日野構内において部品出庫・梱包作業等、日野の設備を用いて、日野の生産活動又はそれに準ずる作業を日常的に実施することをいい、本構内作業要領は適用しないものとする。**(扱いは別途取り決める。)**

2 発注者

日野の外来工事を工業者に発注する者をいう。**(調達部門)**

3 工事業者

日野から発注された外来工事の請負業者(元方会社を含む。)をいう。

4 元請会社

日野から直接、工事または作業を受注した会社。

元請会社で自社で工事を施工する会社は、同時に元方事業者にもなる。

5 元方事業者（安衛法第15条1項）

受注した工事の一部を請負人に請け負わせている会社。

複数の会社がある場合は、最も先次の受注した会社とする。

建設業または造船業の場合は、特定元方事業者という

6 関連協力会社

元請会社等より工事を発注された会社をいう。

7 全豊田安全衛生研究会加盟 ※17社

(株)豊田自動織機 トヨタ自動車(株) 愛知製鋼(株) (株)ジェイテクト トヨタ車体(株)

豊田通商(株) アイシン精機(株) (株)デンソー トヨタ紡織(株) (株)豊田中央研究所

※トヨタ自動車東日本(株) 豊田合成(株) ダイハツ工業(株) 日野自動車(株)

※トヨタホーム(株) ※トヨタ自動車九州(株) ※トヨタ自動車北海道(株)

8 工事担当部署

日野において外来工事を企画立案し、施工管理の責任を有する部署をいう。

9 工事担当者

日野の工事担当部署において、外来工事の施工に関し、工事業者に対する管理監督を行なう者をいう。

10 安全衛生担当部署

日野構内における安全衛生を包括的に管理する各工場の安全衛生管理部署をいう。

11 保安担当

日野の各工場・事業所入場門の守衛室に常駐する守衛係員をいう。

12 統括安全衛生責任者

労働安全衛生法第15条による建設業の特定元方事業者が選任する者をいう。

13 日野自動車安全衛生協会の業種別部会(以下、部会という)

建設部会 機械設備部会 機械保守部会 商社請負部会 構内請負部会 納品部会

第4節 日野自動車安全衛生協会への入会

日野構内において工事を行なう元請会社等は、必ず日野自動車安全衛生協会(以下、協会という)に入会しなければならない。なお、入会の手続きは日野の調達部(または総務部)の入会審査承認後、協会事務局にて行なう。

又、入会する会社は協会主催の説明会に参加して活動内容を熟知しなければならない。

(1) 〒 191-0003

(2) 東京都日野市日野台1丁目15番地21 水上印刷 日野ビル2階

(平成25年6月末移転)

(3) TEL (042) 586-5505

(4) FAX (042) 586-5768

第一章 発注者・工事責任者・作業責任者の責務

第1節 発注者の責務

1 工事業者の選定

発注者は、工事担当部署とともに、安全衛生環境管理能力を十分に有すると判断される工事業者を選び、施工方法・工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なう条件を付けないよう考慮しなければならない。

2 工事責任者との協議

発注者は、工事担当部署とともに、あらかじめ工事(現場確認・調査も含む)を行なう場所、周囲の状況及び複数の工事業者が混在して作業する場合の危険を調べ、その安全措置を工事責任者と協議し、工事業者に守らせるよう努める。

3 環境悪化の未然防止

発注者は、工事担当部署とともに、あらかじめ工事を行なう場所、周囲の状況に応じ、環境への影響を予測し、未然防止対策について工事責任者と協議し、協議結果を工事業者に守らせるよう努める。

4 機械装置等の貸与

発注者は、工事担当部署とともに、施工業者へ機械や装置、工具等を貸与する場合は、その安全性を確かめるよう努める。

第2節 工事責任者

1 工事責任者の定義

日野から発注された工事の統括管理責任者として、安全衛生・品質・納期・原価管理を推進し、作業責任者等への指示、指導、監督、工事の段取り等を主な業務とする者をいう。

2 工事責任者の選任基準

(1) 会員会社(元請・元方会社)から選任することを原則とする。

但し、やむを得ず元請・元方会社から選任できない場合は、関連協力会社から選任することができる。

(2) 複数の作業責任者に指示・指導・監督ができる「経験・知識・技能」を有する者。

- (3) 工事責任者教育修了証を有すること。(カード化された資格証を含む)
(注)作業責任者の資格失効時は、同時に工事責任者の資格も失効する。
但し、再度作業責任者(新規)教育を修了すれば、資格証発行日より
工事責任者の資格が復活する。
- (4) 「仕入先日野構内作業要領」・「安全衛生指導マニュアル」・「工事責任者テキスト」
および「工事・作業のRA リスクアセスメントの進め方」等の内容を熟知し、安全衛生・
品質・納期・原価・環境のP・D・C・Aの管理ができる者。
- (5) 70歳での年齢制限はしない。但し、会員会社の事業主が適任者として認めた者。

3 工事責任者の職務

(1) 工事全般の統括管理

- ①工事を実施する前に、工事担当部署と十分な打合わせを実施する。
- ②作業内容を現地現物で把握し、リスクアセスメントを行ない**工事を計画する**。
- ③**元請**の工事で複数の施工会社が混在作業を行なう場合は、当該現場に常駐する。
常駐できない場合は、作業責任者の中から代行者を指名し、統括管理を代行させる。
- ④他の工事業者と混在して作業する場合は、相互の工程についての状況を確認し、
他の工事業者の責任者や作業者との協調に配慮して、災害や事故の未然防止に
努める。
- ⑤工事進行上の問題が発生したときは、工事担当部署との窓口になって打合わせを
行なう。
- ⑥工事完了の確認をする。

(2) 作業責任者への指示・指導

- ①工事計画書に基づき、作業指示書を作成させ、その内容を確認・指導する。
- ②作業指示書の内容を作業者に徹底させる。
- ③作業に従事する者の資格を確認させ、作業者名簿と資格状況の把握を行ない、
有資格者を従事させるよう指導する。
- ④使用機械設備、電動工具等の法定点検実施済みを確認する他始業前点検を
実施させ、その結果を確認する。
- ⑤作業前KYM、健康チェックを実行させ、その結果を確認する。

(3) 現地確認

- ①工事責任者は、工事責任者の腕章を着用して、作業現場を巡視する。
- ②作業指示書通り作業が実施されているか確認し、必要に応じ安全衛生指導する。
- ③当日の作業進捗状況を作業責任者に確認して、翌日の作業の準備、段取りを
指示する。

第3節 作業責任者

1 作業責任者の定義

工事業者が選任した者で次の条件を満たすことを必要とする。

- ①労働安全衛生法でいう職長であり安全衛生責任者であること。
- ②当該工事の現場の管理の責任者として作業員全員を指揮・監督する能力を有し実践できること。

2 作業責任者の選任基準

- (1) 作業に精通し、作業の指揮監督が適切に行なえると所属会社の事業主が認めた者。
- (2) 原則として、作業業種ごとに選任させる。(部下を直接指導監督できる範囲とする)
- (3) 2人作業の場合でも1人は作業責任者として選任すること。
- (4) 下記の教育修了証を有すること。(カード化された資格証を含む)
 - ①全豊田外来工事作業責任者証(以下、作業責任者証という)
 - ②全豊田感電防止教育修了証 (電気関係の免許取得者及び教育修了者は、全豊田感電防止教育修了者とみなすが、「全豊田感電防止テキスト」を熟読すること。)
 - ③全豊田高所作業教育修了証
- (5) その他協力会として独自に定めた教育・訓練を修了した者。
- (6) 工事責任者が常駐できる場合は、作業責任者を兼務することができる。

3 作業責任者の職務

- (1) 作業責任者は、責任者であることを部下及び第三者に周知させるため、所定の腕章を着用するとともに当該作業場所に責任者名を表示した工事管理板を掲示しなければならない。業務の都合で現場を離れる場合は、代行者を定め、その者に作業の指示を十分に行なったうえで腕章を代行者に渡し着用させる。なお、代行者も作業責任者の有資格者であることを要する。
- (2) 腕章以外に「作業責任者証」を常時携帯するか、すぐ取り出せる場所に保管しなければならない。
- (3) 作業場所単位で「工事安全チェック表」(様式2)(様式3)又は工事指定のチェック表に基づく点検を実施し、定められた期限内に工事担当者に提出しなければならない。
- (4) 現地確認後作業指示書を作成するときリスクアセスメントを織り込まねばならない。
- (5) 具体的実施事項
 - ①工事当日朝礼等で工事計画書・作業指示書に基づき、作業内容を作業員に徹底したうえで掲示する。
 - ②KYMを全員参加で実施し、リスク評価した中から危険ポイントを絞り込み、対策を立て確実に実施する。(作業員の健康確認の際に、作業中に身体の異常を感じたときは、直ちに申し出るよう作業員に徹底する)

- ③ 作業者の適正配置を行ない、指揮、監督を確実にこなう。
 (特に高所作業、資格業務等は資格者一覧表を確認する)
 なお、自社2班以上が合同で作業する場合は、工事責任者が常駐するか、もしくは、複数の作業責任者の中より1名を統括指揮者として選任させる。
- ④ 使用工具、機器の始業前点検を行なう。(別表参照)
- ⑤ 不安全行為、不安全状態はその場で指導し是正させる。
- ⑥ 問題発生時には、作業を中断したうえで安全であることを確認して作業を開始する。
 (内容により工事責任者に報告し指示を受ける)
- ⑦ 作業届出書類の提出・返却を確実にする。(特に臨時火気使用願・使用許可看板)
- ⑧ 作業場所の4Sを実施する。(特に高所の残材確認)
- ⑨ 作業進捗状況を工事責任者に報告する。
- ⑩ 指定された工事管理板を使用し、整備する。(第三章第3節参照)
 なお、移設工事等の場合の工事管理板の使用方法については全豊田外来工事作業責任者テキスト(改訂平成23年3月)に準拠する。
- ⑪ ロックアウト対象設備に係る工事を行う場合は、他人の誤操作防止のための、ロックアウトシステムを熟知し、作業者に実施させ自らも実施する。

4 作業責任者資格の更新

作業責任者証の有効期限は、交付日より5年間とする。
 (有効期限内であれば、いつでも更新教育が受講できる)

作業責任者証 (例)

(前面)

氏名 ○○ ○○	
△△△△年△△月△△日生	
作責 ****年**月* * 日迄有効	
申請会社 ※※※※※※※※ (職長・安責教育修了)	
所属会社 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆	
作業責任者: K13 作○○○○○	
工事責任者:	
全豊田安全衛生研究会 日野自動車(株)	

(裏面)

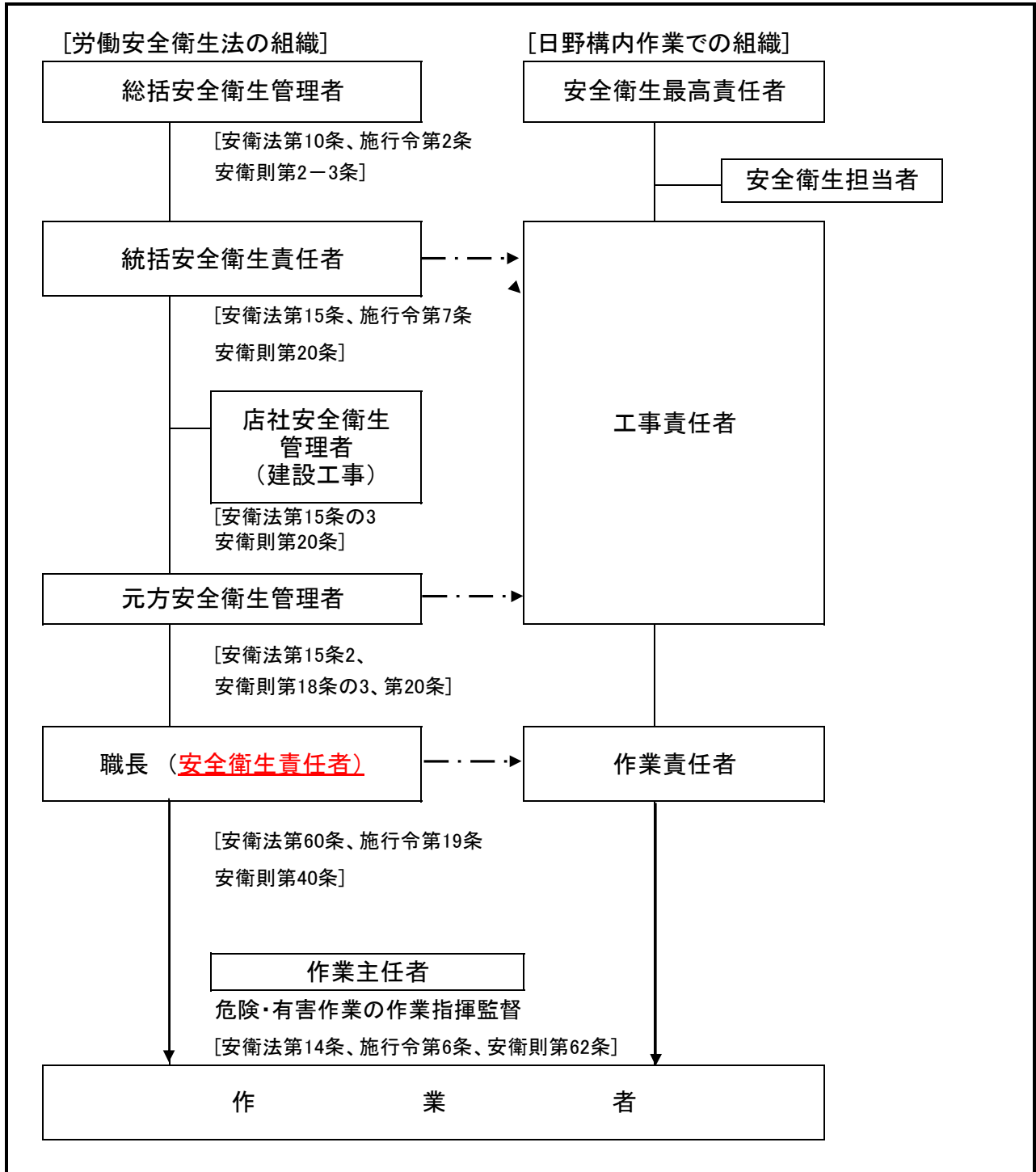
特別教育修了証		
高所	K09-高*****	感電 (公的資格所有)
	2009 / ** / **	
高所期限	20** / ** / **	職長 K13 -○○○○

(注)平成23年11月1日以降取得者より(職長・安責教育修了)が追記された。

第二章 安全衛生管理体制

第1節 体制

工事業者は日野より請け負った工事に関する安全・衛生・環境の管理体制を確立し、工事担当部署・安全衛生担当部署から指示された安全衛生環境に関する事項を守り、労働災害等の防止に努めなければならない。



第2節 組織内での役割と職務

1 安全衛生最高責任者

日野取引窓口の最高責任者であり、労働安全衛生法では総括安全衛生管理者にあたる。日野構内作業において安全衛生に関して統括管理し、責任を負う者をいう。

2 安全衛生担当者

会員会社の安全衛生指導及び安全衛生管理を担当する者をいう。

(1) 選任基準

下記(2)の職務を遂行できる能力を有する者。

(2) 職務

会員会社の安全衛生最高責任者と工事責任者の間に位置し、行政当局・日野及び協力会からの要望・指示事項を正しく理解し、自社内に展開すると共に関連協力会社の安全衛生指導も積極的に実施する。

(3) 登録

登録、交替する時はその都度、協力会会員名簿変更届を協力会事務局へ提出する。

(4) 報告

自社の1年間の日野自動車安全衛生協力会自社活動計画書を所属する部会の部会長へ提出すると共に、その推進を図る。

第3節 安全衛生協議会の設置と活動

1 元請会社及び関連協力会社の管理体制

(1) 作業責任者による作業管理

元請会社は、元請会社及び関連協力会社の請け負う単位作業場所別に作業責任者を選任し、安全・衛生・環境の管理監督をさせなければならない。

(2) 元請会社の実施事項

元請会社は、関連協力会社の作業者を混在させて工事を行なうときは、労働災害等を防止するため安全・衛生・環境の管理について、次の事項を実施しなければならない。

- ①協議会組織の設置及び運営(安全衛生協議会)
- ②作業責任者間の連絡及び調整(工程会議等)
- ③作業場所の巡視(安全衛生パトロール等)
- ④関連協力会社が行なう安全衛生教育に対する指導及び援助(新規入場者教育等)
- ⑤工事担当部署の安全・衛生・環境に関する指示事項の徹底
- ⑥その他労働災害等を防止するための必要事項

(3) 混在作業のときの管理体制

元請会社は、元請会社及び関連協力会社の作業者を日あたり30人以上混在させて作業を行なう場合は、第2項に定める『建設業元請会社の管理体制』と同じ管理体制をとらなければならない。

2 建設業元請会社の管理体制

(1) 建設会社元請会社が実施すべき事項

建設業の元請会社は関連協力会社に工事を行なわせる場合は、次の事項を実施しなければならない。

- ①元請会社及び関連協力会社の作業者を日あたり50人以上混在させて作業を行なう場合は、工事施工前に統括安全衛生責任者を選任して、工事担当部署へ報告し、安全衛生協議会を組織する。但し、元請会社が同一の作業場所で2社以上になった場合は、工事担当部署が指名した元請会社から選任する。
- ②元請会社及び関連協力会社の作業者を日あたり30人以上50人未満混在させて作業を行なう場合には、工事施工前に統括安全衛生責任者を選任して、工事担当部署へ報告し、ミニ安全衛生協議会を組織する。
- ③統括安全衛生責任者は、当該作業場所の工事を統括管理できる能力を充たしていなければならない。
- ④統括安全衛生責任者は、当該作業場所の工事を統括管理し、工事担当部署と連携して労働災害等の防止に努めなければならない。

(2) 統括安全衛生責任者が講じるべき措置

統括安全衛生責任者は、各工事業者が同一の場所において作業することによる労働災害等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

3 工事責任者の役割

協議会を構成する元請(元方)会社の工事責任者は、協議会の運営が円滑に行なわれるよう、次の事項を実施する。

- (1) 協議会への必要事項の報告
- (2) 他の元請会社との連絡・調整・連携
- (3) 協議会決定事項等を自社及び関連協力会社へ伝達・指導
- (4) 協議会行事への参画(発足式・開始式・決起集会・安全パトロール等)
- (5) 日々の進捗状況の把握と進行会議への報告

第4節 作業者の教育と資格

1 雇入れ時等の安全衛生教育

工事業者は、作業に就かせる作業者に次の第1号～第8号に掲げる事項についての教育を実施しなければならない。但し、第1号～第8号の全部、又は一部に関して十分な知識及び能力を有していると認められる者には、当該事項についての教育を省略することができる。

- (1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
- (3) 作業手順に関する事
- (4) 作業開始時の点検に関する事
- (5) 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- (7) 事故時等における応急措置及び退避に関する事
- (8) その他業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 新規入場者教育

工事業者は、作業者を日野構内に外来工事で新規入場させるときは、トヨタ自動車(株)及びトヨタ自動車安全衛生協力会発行の『安全衛生指導マニュアル』並びに『仕入先日野構内作業要領』による事前教育を実施しなければならない。尚、一定期間(概ね6ヶ月)以上入場がなかった場合も同様とする。

3 作業資格

- (1) 就業制限業務等(免許・技能講習・指定教育)
 - ①労働安全衛生法に定める作業(クレーン運転・フォークリフト運転・溶接作業等)には必要とする資格を有している者を従事させなければならない。
 - ②労働安全衛生法に定められていない全豊田安全衛生研究会が指定する就業制限業務には次の教育を修了している者を従事させなければならない。
 - ・ 高さ・深さが2m以上の、高所における作業(全豊田高所作業教育)
 - 墜落・転落のおそれのある場所における作業。
 - ・ 電動工具及び電気使用機器取扱い作業(全豊田感電防止教育)
- (2) 資格の確認
 - ①前項の業務に就く者は、資格を証明する免許証又は修了証等を常時携帯しなければならない。
 - ②作業責任者は当該作業者の資格証を現認し、協力会指定の「工事管理板」に掲示されている「資格者一覧表」と一致することを確認しなくてはならない。

【関係条文】

区 分	内 容
労働安全衛生法	・第59条 特別教育 ・第61条 就業制限 ・第72条 免許 ・第76条 技能講習
労働安全衛生法 施 行 令	・第20条 就業に係る業務
労働安全衛生規則	・第36条 特別教育を必要とする業務 ・第41条 就業制限についての資格 ・第78条 技能講習

* 資格については「資格一覧表」(別表)を参照のこと

(3) 作業主任者の選任と作業指揮

工事業者は、労働安全衛生法に定める作業(有機溶剤作業・酸素欠乏危険作業等)で管理を必要とするものについては作業主任者を選任し、作業指揮等をさせなければならない。

【関係条文】

区 分	内 容
労働安全衛生法	・第14条 作業主任者
労働安全衛生法施行令	・第 6 条 作業主任者を選任すべき作業
労働安全衛生規則	・第16条 作業主任者の選任

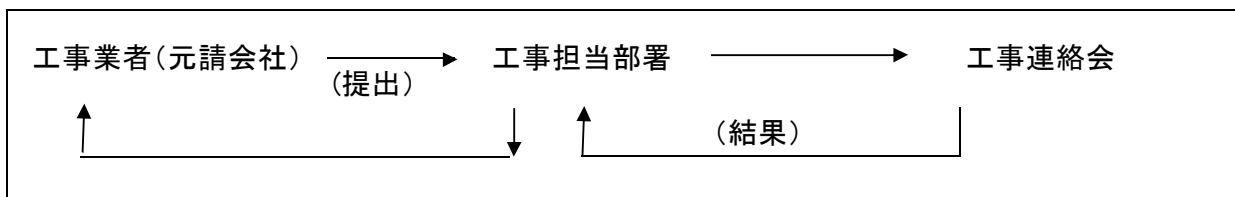
第三章 工事前の手続き

第1節 工事連絡会調整結果通達書

工事業者は、工事施工前の定められた期限内に次の届出を行わなければならない。

- (1) 「工事連絡会調整結果通達書」(様式3)に、必要事項を記入して工事担当部署に届け出る。

【提出経路】



- (2) 届出は発注工事ごとに行ない、作業内容に変更があった場合は、その都度「工事連絡会調整結果通達書」を提出する。

第2節 火気使用の手続き

- (1) 火気を使用するとき(暖房用機器使用を含む)は、「臨時火気使用願」(様式1)を定められた期限内に工事担当部署へ提出し、保安担当部署から許可を受ける。又、臨時火気使用許可看板を保安担当部署から受け取り、「工事安全チェック表」(様式2)は、入門時その都度記入する。臨時火気使用許可看板は、火気作業終了後に必ず返却する。
- (2) 許可を受けた臨時火気使用願は臨時火気使用許可看板に貼付(掲示)する。
- (3) 火気を使用するときは、必ず『火気使用中』(会社名入り)の垂れ幕を作業場所の見やすい位置に掲示し、「火気監視人」を配置して、火気監視を行なわせる。
- (4) 火気監視人は腕章をし、火気の養生及び防火に努める。

【臨時火気使用許可の必要な作業】

- ① 電気(アーク)溶接作業
- ② ガス溶接、溶断、加熱の作業
- ③ と石を回転させて切断する作業(サンダー作業・エミリー等)
- ④ 暖房用機器使用(ジェットファン、ブルーヒーター、電気・ガス・石油ストーブ)
- ⑤ その他の火気を使用する作業及び引火の恐れのある火花等を発生する機器・工具等を使用する作業
例: アスファルト溶解 ・ ライン引き(焼き付け) ・ 残ガスの焼却(バーナーによる)
・ 炎や火花を発生する作業

第3節 工事管理板

工事開始前に、作業場所の見易い位置に工事管理板を掲げ、工事管理板のポケットに指定の書類を入れる。(全豊田安全衛生研究会の8ポケット工事管理板を基本とする)

1 工事管理板に入れるべき書類

火事通報 119	工 事 管 理 板	守衛所通報 日野: 042-586-5119 羽村: 042-579-0404 新田: 0276-56-5604 古河: 0280-67-3531
安全な作業は作業の入口である		
工 事 看 板	本日の作業(作業指示・KYM等)	
①工事看板 <ポケットNo. 1>	②本日の作業(作業指示) ③本日の作業(KYM実施記録) <ポケットNo. 2>	
作業者名簿・資格者一覧表	工事通知書・客先許可証	
④作業者名簿 ⑤資格者一覧表 <ポケットNo. 3>	⑥工事連絡会調整結果通達書 ⑦その他日野規定の書類 (注文書等の写し・発注者の指示書類) <ポケットNo. 4>	
<ポケットNo.5> 元請・元方	<ポケットNo.6> 施工会社	
⑧構内作業要領 <ポケットNo. 7>	⑨各先の記録 ・RA評価表 ・足場計画 ・クレーン計画 <ポケットNo. 8>	

* 「火事通報」ラベル、「守衛所通報」ラベルは日野独自のため安全衛生協力会にて販売して

* 日野構内以外でも使用する工事管理板については「守衛所通報」ラベルはポケットNo. 8に入れて掲示しても差し支えないものとする

2 工事管理板に使用する書類の記入要領

工事管理板の書類は下記により作成する。

ポケットNo.	項目	書式区分	必要書類と記入に当たってのポイント
1	① 工事看板	協力会規定 日野指定書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「工事連絡会調整結果通達書②」を基に記入する（工事名、工事担当部署名、担当者名、工事期間） ・会員会社名（元請会社・元方会社がある場合は双方記入）、工事責任者名（フルネームを）、電話番号、労災保険番号（会員会社のもの） ・施工会社名（作業責任者が所属する会社）作業責任者名（フルネームを）、電話番号、労災保険番号（施工会社のもの） ・当日担当の作業責任者名を記入のこと
2	② 本日の作業 （作業指示）	協力会規定	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の作業内容と作業内容ごとの急所・ポイント ・工事責任者との事前打合せの結果 ・有資格者の適正配置 ・作業の前日までに作業責任者みずから作成する
	③ 本日の作業 （KYM実施記録）	協力会規定	<ul style="list-style-type: none"> ・作業指示に基づき現地にて作業員全員で実施する ・健康確認後に作業員全員がフルネームで署名する
3	④ 作業員名簿	協力会規定	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の作業員全員の会社名、氏名を明示する ・本日の作業員全員の入退場時間を記入する ・当日入場者は全員名前を記載のこと。
	⑤ 資格者一覧表	協力会規定 （自社フォームも可）	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員の資格を一覧表に明示する ・作業員の所属会社名、氏名、各種資格を記入する ・資格が無くても名前は記載すること。
4	⑥ 工事通知書	日野規定	<ul style="list-style-type: none"> ・工事連絡会調整結果通達書②
	⑦ 客先許可証	日野規定	<ul style="list-style-type: none"> ・（危険物・発電機）持込書 ・注文書、又は、注文者(A)の写し ・その他、発注者が指示した書類
5	元請・元方会社名	自社フォーム	・ 元請か・元方会社名
6	施工会社名・TEL	自社フォーム	・ 施工会社名・TEL
7	日野構内作業要領 構内作業マニュアル	協力会規定 全豊田外来工事規定	
8	客先の記録	自社フォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメント評価シート ・足場施工計画 ・クレーン・パワーショベル使用申請書(写し)

(注1): 工事日以降(完了後)の書類は各社で保管し、当日必要な帳票のみ入れること。

各社のポリシーによる書類は工事管理板の裏面ポケットに入れることができる。

(注2): ポケットNo. 5、No. 6には会員会社の電話番号(電話帳)等の書類をいれること。

(注3): 従来の4ポケットの工事管理板の使用も認める。

第四章 入門・出門手続き

第1節 入出門

1 入門時

外来工事で入門する者は、第三章第1節に定める「工事連絡会調整結果通達書」に基づき次項以下の手続きを行わなければならない。

2 入門手続き

- (1) 入門する時は、守衛所で工事責任者又は作業責任者が「お客様ご記名帳」に必要事項を記入し、「お客様入門証」と所定の入門ワッペン(以下、ワッペンという)を人数分受領の上、着用して入門する。
- (2) 車両で入門する時は、予め指定された門又は保安担当から指示された門から入門する。
- (3) 車両通門証の交付を受けていない車両は、正門守衛所で「臨時駐車許可証」を受領し、指定された駐車場(駐車エリア)に駐車する。

3 出門手続き

- (1) 出門する時は、守衛所に「お客様入門証」とワッペンを返却して出門する。
- (2) 「臨時駐車許可証」を貸与された車両は、出門時必ず返却する。
- (3) 昼食時等、一時的に出門する場合は、ワッペンを保安担当に提示すれば出門及び再入門することができる。

4 休日時の入門手続き

- (1) 休日に車両で入門する時は、事前に正門守衛所に届出を行ない、許可を得なければならない。

第2節 物品の持ち込み・持ち出し

1 機器の持ち込み

外来工事施工の際に機器を持ち込む場合は、「外来工事機器持込基準」(別表)に基づき事前点検を行ない、安全機能を満足したものでなければ持ち込み及び使用してはならない。(点検チェックシートは各社固有のものを使用する)

2 車両系建設機械等の持ち込み

クレーン・パワーショベル等を持ち込む場合は、「クレーン・パワーショベル使用申請書」(様式5)を工事担当部署経由にて工場施設管理部署に提出しなければならない。

* クレーンの場合は、計画書を添付すること、車両系等の始業点検表も添付のこと。

又、工事の当日は、必ず工事管理板に「使用申請書(様式5)」の写しを掲示する。

3 危険物・有害物質の持ち込み・持ち帰り

(1) 持ち込み

次に掲げる作業で危険物・有害物質等を持ち込む場合は、**工事当日の朝**「(危険物・発電機)持込書」(様式4)を守衛所へ2部提出し、受付印後1部は返却してもらい**工事の当日は、必ず工事管理板に「(危険物・発電機)持込書」**を掲示する。

①有機溶剤等を使用する作業(各種有機溶剤の混合・調合・塗装及び補修・清掃・防錆)

②発電機(エンジン・ウエルダーを含む)を使用する作業

③持ち込み機器(チェーンソー・ランマー・発電機等)の補充用燃料等を給油する作業

なお、「(危険物・発電機)持込書」の運用については別に定めるところによる。

④スプレー缶の第4類、3石・4石については申請対象から外す。

(2) 持ち帰り

当日構内で使用し、残ったものは**必ず持ち帰る**。

但し、工事担当部署の指示により、指定の危険物保管庫に保管することは妨げない。

又、構内では盗難防止対策をとらなくてはならない。

4 可燃性シートの持ち込み

火気工事の有無に係わらず、日野構内に**可燃性シート(ブルーシート等)**を持ち込んではいならない。
*** 消防署との取り決めである。**

5 物品の持ち出し

日野の資産・備品等の物品を日野構内より持ち出す場合は、搬出を依頼した日野の依頼部署発行の「物品持出証」を保安担当に提出し、検品を受けた後、出門する。

6 出門の際の協力義務

出門の際に、保安担当より積荷その他携行物品の点検を受けた場合は検査に協力し、速やかに出門する。

第五章 遵守事項

本文に定める以外の安全衛生に関する詳細は「安全衛生指導マニュアル」及び全豊田安全衛生研究会が定めた全豊田外来工事資格取得教育テキストを参照すること。

第1節 規律

1 構内一般心得

- (1) 日野の規則を守り、安全衛生に関する指導推進事項に従う。
- (2) 工事業者は、日野安全衛生協力会基準に準じた作業服及びヘルメットを着用する。
又、ヘルメットには元請会社名(元方会社名)又は所属会社名の入ったものを使用する。
- (3) 危険物、その他危険・有害な物を構内に持ち込むときは、事前に「(危険物・発電機)持込書」(様式4)により許可を受け、工事管理板に掲示する。
- (4) 工事を実施するときは、地形・床面・危険物の有無及び人の通路等を調査し、安全措置を講ずる。
- (5) 指示された以外の作業を行う必要が生じた場合は、一時作業を中止し、改めて工事担当部署の指示を受け、通達書②の備考欄に承認事項を記載するとともに、作業指示書、KYMをやり直すこと。
- (6) 資材その他の機器等を置く場合は、工事担当部署の指示を受け、許可をとってから作業を開始する。
- (7) 作業場は、常に整理整頓をして通路・電気のスイッチ・起動又は停止装置・消火設備・救急用具等のある場所に物を置かない。
- (8) 作業終了後速やかに後片付けをし、残材、不要の配線・配管、工事道具、使用後の保護具、ウエス、弁当の空箱等は持ち帰る。但し、工事担当部署の指示により工事担当部署が処分するものは除く。
- (9) 安全装置・安全カバー・安全柵・その他の安全衛生に関して設けられたものは、工事担当部署の許可なく取り外したり、位置を変えたりしてはならない。
- (10) ロックアウト対象の表示のある設備では、『ロックアウト』を実施しなければならない。
- (11) 工事業者は、工事担当部署から危険有害な場所への対策の指示を受けた場合は、作業員に対して十分な災害防止措置を講ずる。
- (12) 心身に危害を加えるおそれのある緊急事態が生じた場合は、応急処置を講ずるとともに速やかに工事担当部署へ知らせる。

2 作業一般心得

- (1) 自分がケガをしないように、また他人にケガをさせないようにする。
- (2) 服装は清潔にして作業する。着火しやすい生地のものを使用しない。
- (3) 作業服のポケットには、不必要なもの・危険なものを入れて入場しない。
- (4) 一人作業はしない。(但し、工事担当者が立ち会う場合は、工事業者又は担当部署のどちらかが、作業責任者資格保有者であること。)
万一、危険を感じた場合は、付近の人に知らせるとともに、すぐに工事担当者又は作業責任者に報告し、危険回避を図る。

(5) 作業が終わったら、もう一度整理整頓をし、特に火気使用の場合は別に定める火気使用後の点検、監視を十分に行なう。

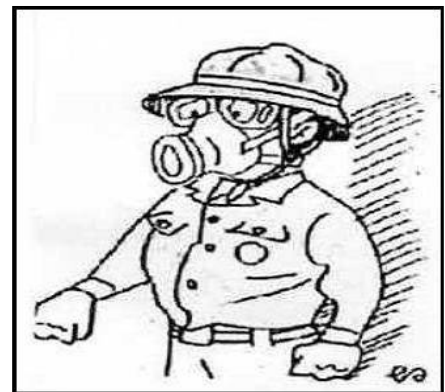
(6) 共同作業の合図

- ①共同作業は、作業指揮者ならびに共通の合図を定めてから行なう。
- ②クレーン等の玉掛時の合図は、クレーン等安全規則に基づく運転の合図によって行なう。



(7) 安全衛生保護具の着用

- ①あらかじめ作業に必要な保護具を確認し、持ち込んで使用する。
- ②現場にある日野の保護具は、日野の許可なく使用してはならない。
- ③日野が別途保護具の着用を指示した場合は、その指示に従う。
- ④必要な保護具については別表に定める。
- ⑤保護メガネの着用で逆にリスクが増大する場合は、別に定める基準により、着用を免除することがある。



3 禁止事項

- (1) 許可なく日野の製品、仕掛品、部品等に手を触れたり、持ち出したりすること。
- (2) 日野の機械設備、機器、物品を無断で使用したり、故意に触れたりすること。
- (3) 日野の標示・標識等の除去、位置の変更、または、その周辺に物品を置くこと。
- (4) みだりに作業場以外の場所に立ち入ること。
- (5) 裸体、ランニングシャツ、半袖、半ズボン等で作業をすること。
(但し、元請会社の責任において、切創・火傷・感電の危険がないと判断される作業は、通達書②の備考欄に発注側の許可を取り記載すること。)
- (6) 無許可で構内に工事の残材を投棄すること。
- (7) 許可なく写真撮影、ビデオ撮影、スケッチ等を行うこと。
- (8) 無断で貼紙、または宣伝等の行為を行うこと。
- (9) 可燃性のシート(ブルーシート等)を持ち込むこと。(消防署との取決めである)
- (10) 日野構内へアルコール類を持ち込むこと及び構内において飲酒すること。
- (11) くわえタバコをすること及び歩行喫煙をすること。(決められた場所以外での喫煙)
* 休憩中の車内での煙草の喫煙は禁止である。
- (12) その他、工事担当部署等から禁止の指示を受けた事項。

第2節 日野構内通行

1 歩行者

- (1) 日野構内の道路は右側を通行することを原則とする。
- (2) 歩車道の区別(歩道、区画線)のある道路では、必ず歩道を通行する。
- (3) 横断歩道の近くにあつては、必ず横断歩道を通行し、横断歩道のないところを横断するときは、車の直前直後は避け、斜め横断はしない。
- (4) 工場内道路は歩行帯を通行する。
- (5) 建屋内への出入りは、人用出入り扉がある場合にはそれを使用する。
- (6) 芝生、植込み、材料等の上には乗らない、入らない。

2 自動車・フォークリフト・車両系建設機械等

- (1) 車両を運転する場合は「資格証(免許証等)」を携帯し、日野構内の道路標識に従う。
- (2) 日野構内の速度は下記を厳守する。

道路区分	屋外道路(一般)	屋外道路(特定)	屋内道路
制限速度	25km/h以下	15km/h以下	8km/h以下

- (3) 荷役運搬機械と車両建設機械を運転または操作する場合は、周囲の安全確認を行い、既存構築物に干渉しないようにする。
- (4) 緊急自動車には必ず道を譲る。

- (5) 工場稼動時に物品の積降等で屋内に乗り入れる場合は、工事担当部署経由で当該区域管理部署の許可を受けて乗り入れる。
- (6) 日野構内では歩行者保護の基本原則に基づき安全運転に努める。
- (7) 運転中はシートベルトを着用する(後部座席を含む)。
- (8) 運転中の携帯電話の使用は禁止する。
- (9) 日野構内での駐車は、次の要領による。
 - ①原則として道路交通法に定められた駐車に関する規定に従う。
 - ②屋内・消防車の進入路・消火栓・防火用水・高圧ガスボンベ置場の近くでの駐車は禁止する。
 - ③保安担当部署、又は工事担当部署の指定した駐車場所に正しく駐車する。
 - ④駐車場所の管理部署から駐車場所の変更の要請があった場合はこれに従う。
 - ⑤2トン以上のトラックについては、駐停車時には車輪止めを実施する。
- (10) 日野構内に乗り入れる車両には元請会社等の会社名・連絡先の標示を行う。
- (11) 高所作業車及び大型トレーラー等でのクイックシャッターの出入りは、前後を確認し、クイックシャッターを手動で操作する。
- (12) 屋内走行時はライトを点灯する。
- (13) フォークリフト乗車時はシートベルトを着用する。

3 その他

保安担当部署・安全衛生担当部署による日野構内交通、路上使用に関する指示、指導に従う。

第3節 防火及び火気使用作業

1 火気使用の手続き

火気を使用するときは、事前に第三章第2節に定める手続きをとらねばならない。

2 火気使用場所の養生

- (1) 火気を使用するときは、工事業者において作業に応じた消火器2本以上と7分目以上**防火物が入った防火**バケツ2個以上、及び防火シート等を火元近くに備える。
- (2) 消火器は下表のものを備えること。

消火器名	型式	薬剤容量	適応火災
ABC粉末消火器	10型以上	3.0 kg以上	A、B、C火災及びガス火災

注： A→一般火災、B→油火災、C→電気火災

※①安全栓には封印シールが貼ってあること。

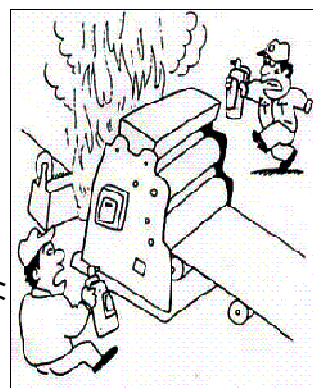
※②6ヶ月ごとの点検をしていること。

※③有効期限内のものであること。

3 火気使用工事の予防処置

(1) 作業前

- ①事前に周囲の火災報知器及び消火栓等の消火設備の確認を行なう。
- ②作業場及び付近の清掃を十分に行ない、特に可燃物（ウエス・オガクズ・スラッジ・鉄粉等）は取り除き、安全な容器に入れ、決まった場所で処理する。
- ③引火性液体、可燃性ガスの洩れの有無を確認する。
- ④火花が飛散すると思われる範囲に防火シートなどで養生を行ない、状況により散水などの出火防護処置をする。
- ⑤アーク溶接機を使用する場合は、アースが確実に取付けられているか確認する。



⑥火気従事者は、守衛所で火気申請時に渡された赤色腕章を腕に付け作業する事

(2) 作業中

- ①火花（スパッター等）の飛散、落下を最小限にくい止めると共に、飛散しないように周囲を防火シート、鉄板等で囲む。
- ②作業中は飛火の全体が監視できるよう、状況（壁の内外、床の上下等）に応じた火気監視人の数を配置する。
特に高所での溶接、溶断作業には注意し、消火器等は速やかに使用できる高所に置く。
- ③火気監視人は、腕章を着用し高所作業の真下に入らない。
* 作業責任者が火気監視人を兼ねることは出来ない。
- ④火気を使用するときは「火気使用中」(会社名入り)の垂れ幕を取付ける。
- ⑤火気監視人は、火気監視と付随する作業（第三者の誘導・飛散物の清掃及び初期消火等）のみを行なう。

(3) 作業中断時

- ①作業を中断した場合も火気監視人は監視を継続する。
- ②昼休み等休憩時間を含め必ず監視は行なう。

(4) 作業後

- ①火気使用終了後、周囲を整理整頓し、飛火による残火がないことを点検確認する。
- ②火気使用後は、「臨時火気使用願」に記載された防火要件による指定監視時間、
工事場所の点検・監視を行なう。（巡回監視、待機監視を含む）
（防火点検ランクは「工事連絡会調整結果通達書」による）
- ③点検監視結果を「工事安全チェック表」に記入し、保安担当部署（正門守衛所）へ届出る。（赤色腕章も返却すること）

工事安全チェック表のチェック及び待機時間(防火要件ランク別)

チェック時間	防火点検ランク(◎最低監視時間)			
	ランクC	ランクB	ランクA	ランク特A
作業終了直後	○	○	○	○
作業終了 30分経過後	○	○	○	○
60分経過後	◎	○	○	○
120分経過後		◎	○	○
150分経過後			◎	
180分経過後				○
240分経過後				◎

※ランク特Aにおける長期連休中の監視時間については、24時間以上と

火気使用後の残火・安全確認留意事項

- ①火気使用作業終了後、火気使用した場所で60分間待機して残火の確認をする(ランクに関係なし)
- ②チェックは上記の ○時間に確認し、チェック表に記入する
- ③同上の◎時間は、仕入先(工事業者)及び工事担当者の両者にて

■防災計画書提出基準

2016/4/1見直し

以下の工事については、事前に防災計画書を提出する事

	工事内容
防災計画書を提出依頼する工事	・防火要件ランクが特Aエリアで火気を使用する工事
	・危険物等の配管の改造や撤去等を行う工事
	・高圧ガス配管の改造・撤去等を行う工事
	・危険物の施設(屋外タンク・ポンプ)等の修繕を行う工事
	・LPGプラント定期保安検査等
	・地下タンク・屋外タンク 漏洩法定点検
	・高圧ガス設備の定期点検

4 火気使用制限場所での火気使用の遵守事項

危険物施設内及び別に定める火気使用制限場所での火気使用は原則として禁止する。やむを得ず構内の火気使用禁止場所または危険物のそばで火気を使用する場合は、あらかじめ工事担当部署、保安担当部署と綿密な打合わせを行うと共に下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用の手続きを必ず行なう。(第三章第2節)
- (2) 火災報知器、消火栓の場所及び避難経路を確認し、作業員に周知する。
- (3) 工事場所及び周辺の危険物、可燃物を除去し「火気使用中」の垂れ幕を見易い所に掲示する。
- (4) 飛火防止及び飛火防護のため、防火シート等で保護(工事場所を隔離)する。
- (5) 危険性に適応する消火設備(大型消火器等の設置)の配置をする。
- (6) 危険物施設内での火元(ライター等)となるものの持ち込みを禁止する。
- (7) 工事規模及び工事期間に変更がある場合は、工事担当部署の許可を受けた上で保安担当部署等(関係先)に連絡する。
- (8) 火気使用後の始末と付近の安全確認を必ず行なう。

5 火災発生時の対応

- (1) 出火時または火災を発見したときは、直ちに消防(119)へ通報すると同時に最寄の火災報知器、又は他の方法で速やかに**守衛所**に急報する。
- (2) 次にそれぞれの工事担当部署に急報するとともに、初期消火に努め被害を最小限に食い止めるよう処置する。
- (3) 近くに社内電話がないときは、工事管理板の「**守衛所通報**」の外線電話番号に携帯電話で確実に連絡する。
- (4) 日野構内に設置してある消火設備を使用した場合は、必ず保安担当部署に報告する。

第4節 日野施設・設備・動力源の使用

1 施設及び設備の使用

クレーン、**固定グラインダー**、フォークリフト、その他業務遂行のため日野の施設を使用する場合は、あらかじめ工事担当部署と打合わせ後、設備保有部署の指定を受けた設備(「**日常・定期**」点検されていることが確認できる**設備・機械**)のみを使用し、他の設備は使用しない。

なお、使用方法は工事担当者の指示に従う。

2 動力源の使用

- (1) 圧縮エア、水、蒸気、電気等の使用は工事担当部署と打合わせの上、その指示に従い使用する。
- (2) 指定場所以外で勝手に使用しない。
- (3) 配線については、工事担当部署の指示に従う。

3 作業場の使用制限

- (1) 工事担当部署の指定した区域を柵等で囲うなど部外者の立入禁止措置を行なう。
なお、工事担当部署、安全衛生担当部署及び保安担当部署より点検を求められた場合は、それに応じる。
- (2) 工事区域には、関係者以外の者を近づけない。

第5節 物品の搬入・搬出(運搬荷役)作業

(1) 入場規制エリアでのフォークリフト作業

日野自動車で定めた作業エリア・駐車エリアに立ち入るときは、当該部署の承認を受け**識別ベスト(オレンジ色)**を着用すること。

(2) 上記以外でのエリアについては

反射ベスト着用のこと

第6節 物品の集積

- (1) 作業に必要な機器、資材等を集積する場所は、工事担当部署の指定した場所に限る。
- (2) 作業に必要な工具、機器、資材等の集積は最小限にとどめ、自社の表示板または工事担当部署の表示板(会社名または部署名、期間、責任者名、連絡先)を掲示する。
- (3) 常に整理整頓し、通路、昇降口、消火設備、救急設備、非常口のある場所には物品を置かない。
- (4) 残材等は必ず持ち帰って処分する。但し、工事担当部署の指示により工事担当部署が処分するものは除く。

第7節 屋内・屋外作業

- (1) 日野の規則は、日野従業員と同様に遵守しなければならない。
- (2) 建物の梁・棟・柱等を使用する場合は、事前に工事担当部署と打合わせをして許可を得る。
- (3) 作業を中断して退場(一時退場を含む)する場合は、十分後片付けをして貴重な物、重要な物はそれぞれ紛失しないよう管理する。
- (4) 作業に使用する機器、資材等が道路上にはみ出さないよう注意し、できるだけ作業場を区画する。
- (5) 芝生、植木等を損傷させないように注意する。万一損傷した場合は、工事担当部署へ報告する。
- (6) 危険箇所、穴、ピット等は、安全柵等で囲いをして、立入禁止の表示をする。

第8節 路上作業

- (1) 歩行者、車両等を対象に工事中の表示又は区画柵を設置する。
- (2) 夜間には照明又は警告灯で危険区域を明示する。
- (3) 道路又は道路を横断してロープ等を張る場合は、特に明確な表示(通行禁止、進入禁止等)をする。
- (4) 雨天時は、視界が不十分なため、安全確認するとともに、第三者から見やすい服装(黄色の雨カッパ、反射ベスト等)とする。
- (5) 状況に応じ交通誘導員を配置する。

第9節 高所作業

高さ2m以上の高所で、作業者が墜落等により危害を受ける恐れのある作業については、次の各項を遵守する。

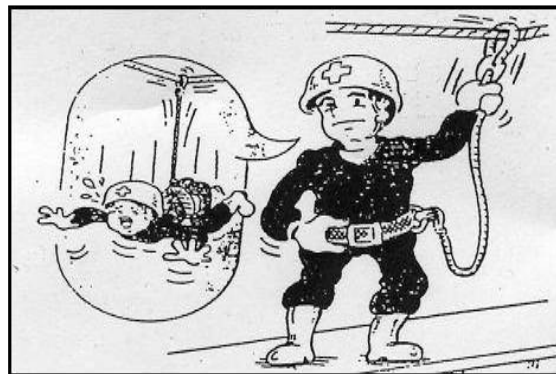
- (1) 全豊田高所作業教育修了者を作業者として指名する。
- (2) 作業者は満18歳以上の者とする。
 - * 事業者が心身の健康上問題がないと認めた者であること。
- (3) 元請会社名(元方会社名)又は所属会社名の入った高所作業用(墜・転落保護用)ヘルメットを正しく着用し、あご紐をきちんと締める。
- (4) 安全帯等の保護具を正しく着用する。(2フックの安全帯を含む)
- (5) 作業場の見易い位置に『高所作業中』(会社名入り)の垂れ幕を掲示し、作業場の下に関係者以外の者を近づけない。
- (6) 高所作業と地上作業の同時作業は原則として禁止する。

なお、他社との同時作業の場合は、双方で調整する。

調整できない場合は、双方の工事担当部署の調整に委ね、その結果に従う。

※やむを得ず実施させる場合の措置

- ①立入禁止区域を明示する。
- ②警笛、拡声器等を携行した監視人を配置して監視させる。
- ③極力、下方に立ち入らせない。



(7) 墜落防止対策及び安全措置

- ①足場(安全な作業床)を設置する。
 - ※ 幅 : 40cm以上、 隙間 : 3cm以下、 手摺りの高さ : 90cm以上
- ②足場を設置できない場合は、安全ネット及び親綱を設置し、安全帯を使用する。
- ③作業床の端、開口部等には手摺り、囲い、覆いを設ける。
- ④作業床の端、開口部等での作業では安全帯を使用する。
- ⑤安全な昇降設備を設ける。(作業場が高さ・深さ 1.5m以上のとき)
- ⑥高所に材料、工具、その他の物品を放置したり、投げ上げ・投げ下ろしをしない。
- ⑦高所の作業場所の2Sを徹底し、工具、物品等の落下防止に十分配慮する。
- ⑧作業場所は必要な照度を保つよう管理する。
- ⑨脚立で2mを超える部分には、赤で表示をすること。

(8) クレーンガーター上及びクレーン走行範囲内で作業する場合は、設備保有部署及びクレーン運転士の許可を得てから作業を行なう。

(9) 高所作業車を使用して作業する場合は、運転は有資格者が行ない、作業者は安全帯を使用して作業する。

第10節 電気(設備)工事作業

- (1) 電気(設備)工事作業には検電器を携帯した有資格者があたる。(別表3による)
- (2) 必ず指揮者を選任し、指揮者の指示の下に作業を行なう。
- (3) 作業者は作業開始前に必ずその区間の検電確認をし、開閉器の施錠又は『スイッチ入れるな』の札掛けをする。(ロックアウトシステム運用ルールを遵守する)
- (4) 活線作業は禁止する。
- (5) 作業に応じて定められた保護具を正しく着用する。
- (6) 作業の都合上、他の線に触れる恐れのある場合は、都度工事担当部署の指示を受ける。

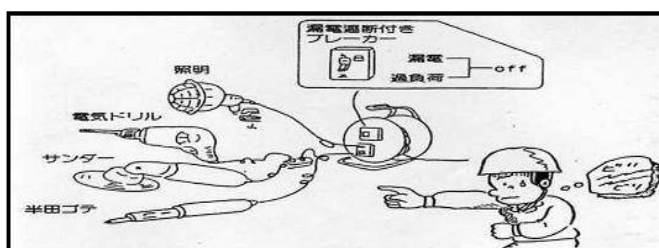
第11節 電動工具(可搬式)・電気使用機器等取扱い作業

1 電工ドラム(別名コードリール)及び漏電遮断器付き延長コード(ポッキンコード)

- (1) 使用する電工ドラムは、3Pアース付で漏電遮断器付のものとする。
- (2) 15A 赤ラベル(過負荷)漏電遮断器付き延長コード(ポッキンコード)単独使用を認める。
- (3) 電工ドラムは、コードが過熱し出火することを防ぐため、巻いたままの状態では使用せずできるだけコードを引き出して使用する。
* サーモカット付き電工ドラムは、コードの引き出しは最小限で使用可能である。
- (4) 延長コードは3Pアース付のものを使用し、2Pアースなしのものは、日野構内に持ち込むことを禁止する。
- (5) 延長コードは、電工ドラムを経由して使用し、束ねた状態では使用しない。
(注)30A漏電遮断器の付いた電工ドラムを、日野側の電源から使う単独使用は、2016年4月以降はできない。

2 電動工具一般

- (1) 電動工具とは、電気ドリル・電気サンダー等、電気を動力として使用する工具をいう。
- (2) 電動工具は3Pアース付のものを使用し、2Pアースなしのものは、日野構内に持ち込むことを禁止する。但し、二重絶縁構造のもので、外観チェックし、良好なものは使用できることとする。(二重絶縁マーク [回])
- (3) 電動工具はアースを確実につなぐ。但し、二重絶縁構造の電動工具は除く。
- (4) 電動工具は、漏電遮断器付き電工ドラム又は、ポッキンコードを経由して使用する。
- (5) プラグ、コード等に損傷又は破損があるものを使用してはならない。
- (6) 電動工具を移動する場合は、必ず電源を切ってから行なう。
- (7) 作業者は全豊田感電防止教育を修了(免除者を含む)していなければならない。



3 電動工具等の定期点検

- (1) 電動工具等は6ヶ月ごとの定期点検時期(6月及び12月)に、絶縁抵抗の測定(1MΩ以上)及び目視点検を実施し、測定結果を自社の台帳に記録する。
- (2) 点検に合格した電動工具等には「点検済みシール」(全豊田共通)を貼付する。
- (3) 対象とする電動工具等は別表に定める。(レンタルを含む)

チェック貼り替え時期	貼 付 け 期 間
12月1日～12月31日	青色シール：12月1日～6月30日
6月1日～6月30日	橙色シール：6月1日～12月31日

有効期限 年6月末まで	有効期限 年12月末まで
----------------	-----------------

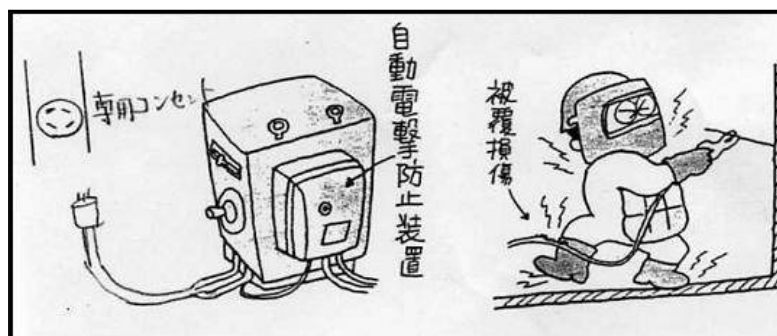
第12節 アーク溶接作業

- (1) 配線は日野規格による専用コンセント及び専用プラグを使用し、仮配線をしない。
- (2) コードは、人が踏んだり触れないよう配線する。通路を横断させる場合は、配線カバー等で必要な処置をしてから行なう。
- (3) 溶接機を使わないとき、作業が終了したとき、又は停電した場合はスイッチを切り、溶接棒はホルダーより必ず外しておく。
- (4) コードに損傷又は破損があるものは絶対に使用しない。
- (5) 周囲の物に光線の害を与えないように遮蔽板等を設置する。
- (6) 可燃物の近くでは作業しない。
- (7) 高所でのアーク溶接では飛散しないよう最大限の措置を取り、必ず火気監視人を配置する。
- (8) 作業が終了したら、第五章第3節第3項第4号に定める点検基準に従い、周囲の飛火を点検し、後始末を十分に行なう。

(9) 交流アーク溶接機の自動電撃防止装置付きのものを使用すること。

***防塵マスクは、屋内・屋外でも必ず着用すること。**

(注) 日野規格の専用プラグは工事担当部署に依頼して借用するか、日野規格品を扱う会社から購入して使用すること。(問合せ先:協力会事務局)



第13節 ガス溶接作業

- (1) 使用時以外(例:移動、保管時)は酸素ボンベにキャップを装着しておく。
- (2) 炎天下で作業する場合は、ボンベに直射日光が当たらないようにする。
- (3) ボンベを金敷台又はコロにしたり、本来の目的以外の用途に使用しない。
- (4) 溶接・溶断の火花は、作業場以外に飛散しないように覆い・衝立・受け皿等の防壁を設ける。
- (5) 休憩時間中及び作業終了後は、酸素ボンベの弁、アセチレンボンベのコックを完全に閉じておく。また、調整機のハンドルは緩めて残圧は抜いておく。
- (6) 作業場を一時離れたり、吹管を一時使用しない場合は、必ず火を消しておく。
- (7) アセチレンボンベは移動時は横置き・横持ちせず、必ず立てた状態で使用し、逆火防止器を装着する。ボンベが空になっても横置きしてはならない。
- (8) 作業が終了したら、第五章第3節第3項第4号に定める点検基準に従い、周囲の飛火を点検し、後始末を十分に行なう。

第14節 高圧ガス設備工事

- (1) 作業計画に従い、かつ工事担当者等の監督のもとに行なう。
- (2) 修理をする部分のガスは徐々に放出し、急激な変化を与えてはならない。また、ガスが完全に抜けたことを確認してから行なう。
- (3) 可燃性ガス又は毒性ガスは、完全に抜けたか否かを、有効なガス検知器を使いガス濃度を確認する。
- (4) 可燃性ガス又は毒性ガス設備を修理する場合は、あらかじめそのガスと反応しにくいガス又は液体で置換する等の危険を防止する措置を講ずる。
- (5) 修理等のために工事業者がガス設備内に入る場合は、前項のガス又は液体を空気で再置換し、必ず酸素濃度を測定する。
- (6) 修理する部分が他の設備と接続している場合は、接続部の弁の閉止・盲板の挿入又は前後接続部を取り外しその旨を荷札等で表示する。
- (7) 通風の悪い場所等、ガスが滞留する恐れのある設備を修理する場合は、換気等危険を防止する措置を講ずる。
- (8) 修理等は、当該設備が正常に作動することを工事担当者が立会い、再確認して完了とする。

第15節 フォークリフト作業

- (1) フォークリフトを使用して作業を行なう場合は、作業計画を定めてから実施する。
- (2) フォークリフトを使用する場合は、日野の「フォークリフト運行管理基準」に基づき日野自動車構内運転許可シールを、工事担当部署を経由し、安全衛生担当部署(工場工務部)に申請して交付を受ける。
- (3) フォークリフト作業を行なう場合は、許可シールを墜落災害防止用ヘルメットに貼り、あご紐を締めた上で、シートベルトを着用して運転を行なわねばならない。
- (4) 日野のフォークリフトを使用する場合は、事前に工事担当部署を経由して車両管理部署の許可を得たものを使用する。
- (5) 構内で継続してフォークリフト作業を行なう者は、日野の定めるフォークリフト運転再講習を受講し、資格更新(3年毎)しなければならない。
- (6) フォークリフトを運転する時は、反射ベストを着用すること。

第16節 設備のロックアウト(他人の誤操作防止)

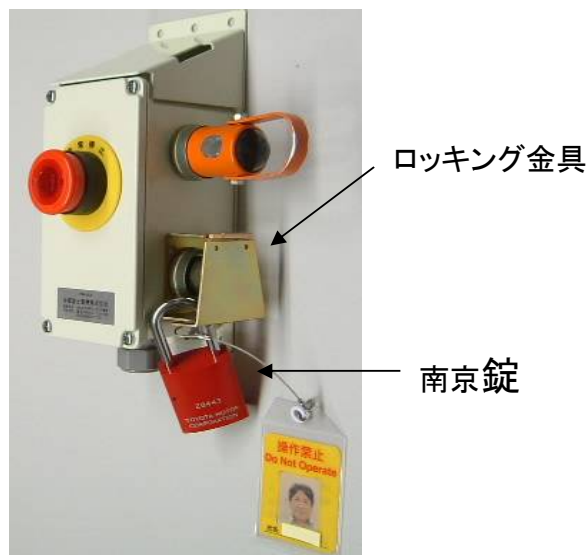
1 目的

機械内に身体の全部又は一部を進入している時に、他人の確認不足で起動操作が行なわれることにより、機械が動きだし、挟まれたり、巻き込まれてケガをすることがある。このような他人の誤操作による災害を防止するため、自ら錠前を掛けて機械のストップ状態を維持し、安全を確保することを目的とする。

2 ロックアウト対象設備

ロック金具が付いている設備全部を対象とし、次の箇所をロックアウトする。

- (1) 電源開閉装置(操作盤等)
- (2) 非常停止鈕
- (3) インターロック装置(安全柵プラグ等)
- (4) 手動マスターバルブ等



3 ロックアウトの方法・手順

次のテキストにより行なうロックアウト特別教育による。

- (1) ロックアウト導入マニュアル
- (2) ロックアウト教育(講義/実技)
- (3) ロックアウトに関するマニュアル
 - ① 動力運転設備の4つの安全方策
 - ② ロックアウト作業のルール集
 - ③ 運用ルールに関するQ&A
 - ④ 使い方の問題事例集

第六章 環境保全

第1節 法律の遵守

環境関係法令及び都道府県公害防止条例はもとより、日野の環境保全規定を遵守するとともに、工事担当部署・安全衛生担当部署の指示に従う。

第2節 事前の措置

- (1) 敷地境界線50m以内にて工事をするときには、事前に工事担当部署を経由して関係部署に申請する。
- (2) 工事中に発生が想定される騒音・振動・悪臭等については、事前にその対応策を講じ、発生源の改善及び発生の防止に努め、環境保全に万全を期さねばならない。

第3節 調査・検討

工事中に環境に影響を与える事故発生の恐れのあるものについては、事前に次の事項について調査・検討し、工事担当部署・環境保全担当部署と協議して実施する。

- (1) 地盤の状態
- (2) 給・配水管等の地下埋設物
- (3) 持ち込み原材料、使用物質等の把握及び応急処置方法
- (4) その他環境保全に必要な事項

第4節 環境事項

- (1) 工事区域及び使用路面は、整理・清掃を行なう。
- (2) 工事完了後は、工事部分の完成のみならず、周辺の原形復帰に努める。
- (3) 工事区画以外の樹木・草花・芝生を大切にし、工事上必要な場合は、安全衛生担当部署の許可を得た上で移植を行なう。

第5節 廃棄物処理

- (1) 工事にともなって発生するゴミ・廃油・残土等については、工事業者が責任をもって処理又は処分する。但し、工事担当部署の指示により工事担当部署が処分するものは除く。
- (2) 場外処分できないものについては、廃棄物の種類・量・処分場所等について、その都度工事担当部署を通じ、環境保全担当部署の許可を得た上で処分する。

第七章 その他

第1節 災害・事故発生時の連絡・報告

1 連絡ルート

会員会社は緊急時の連絡ルートを明確にしておき、自社の安全衛生管理体制に基づき対応する。

2 日野構内での処置

構内において災害又は事故が生じた場合は、直ちに応急処置をとり、次の事項に留意し報告する。

1) 災害・事故発生時の連絡内容

- (1) 自分の所属会社
- (2) 内容(異常・事故・ヒヤリの状況)
 - ・いつ ・どこで ・だれが(氏名、年齢、会社) ・どうして
 - ・どうなった ・現場の保存状況
 - ・救急車等の要請の有無(携帯電話等から直接公設の119番へは連絡しない)

2) 緊急連絡先

<p>(1) 火 事 を発見したら直ちに(通報)</p> <p>① 外線で 《消防署》 1 1 9</p> <p>② 外線では 《日野工場守衛所》 042(586)5119 《羽村工場守衛所》 042(579)0404 《新田工場守衛所》 0276(56)5604 《伊勢崎工場守衛所》 0270(22)5100 《古河工場守衛所》 0280(67)3531</p> <p>内線では 《日野工場守衛所》 緊急電話 5119 《羽村工場守衛所》 2800 《新田工場守衛所》 4119 《古河工場守衛所》 3119</p> <p>(2) 救 急の場合は ① ② (ケガ人・病人発生時は)</p> <p>(3) 緊急以外の場合は ② ①</p>	<p>安全衛生担当者が30分以内に</p> <p>1. 工事担当部署へ連絡する (事前に連絡先を確認しておくこと)</p> <p>↓</p> <p>2. 速やかに、情報を協力会へFAXにて 連絡する <様式7にて></p> <p>TEL : 042-586-5505 FAX : 042-586-5768</p>
---	--

3 日野関係部署への連絡

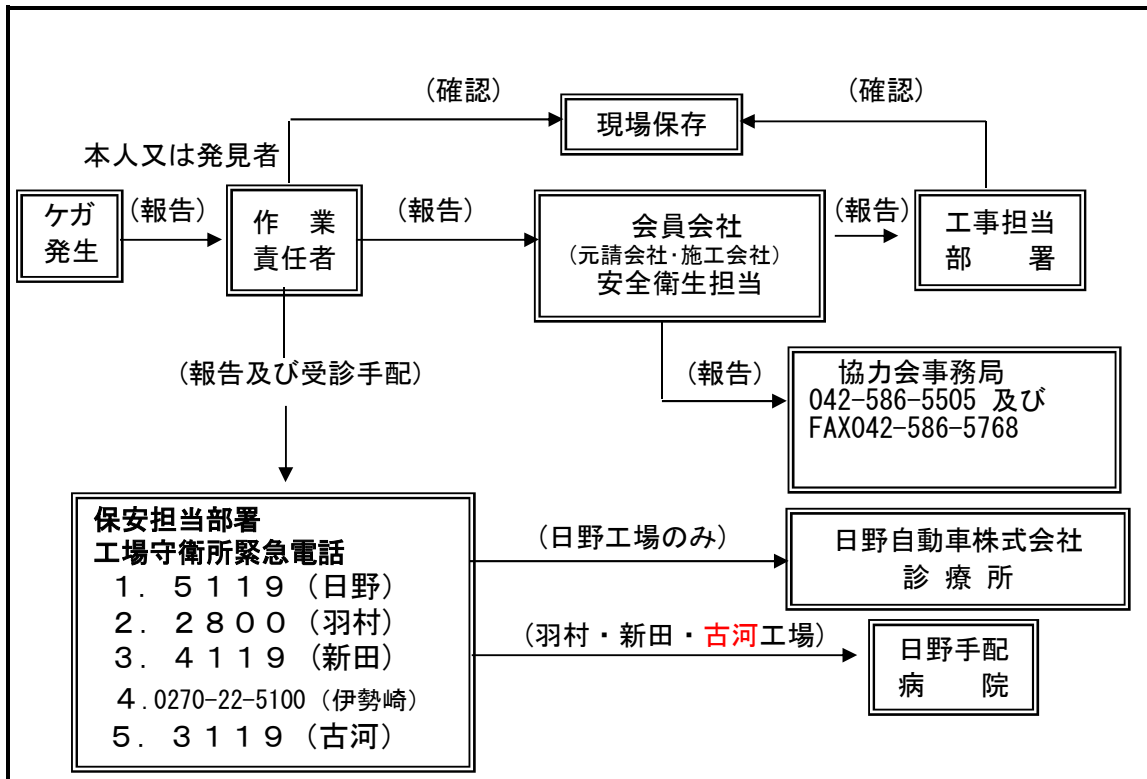
会員会社安全衛生担当者は、自社の関連協力会社の災害・事故に対しても状況を把握し、工事担当部署・協力会事務局に連絡する。

4 災害報告書の提出

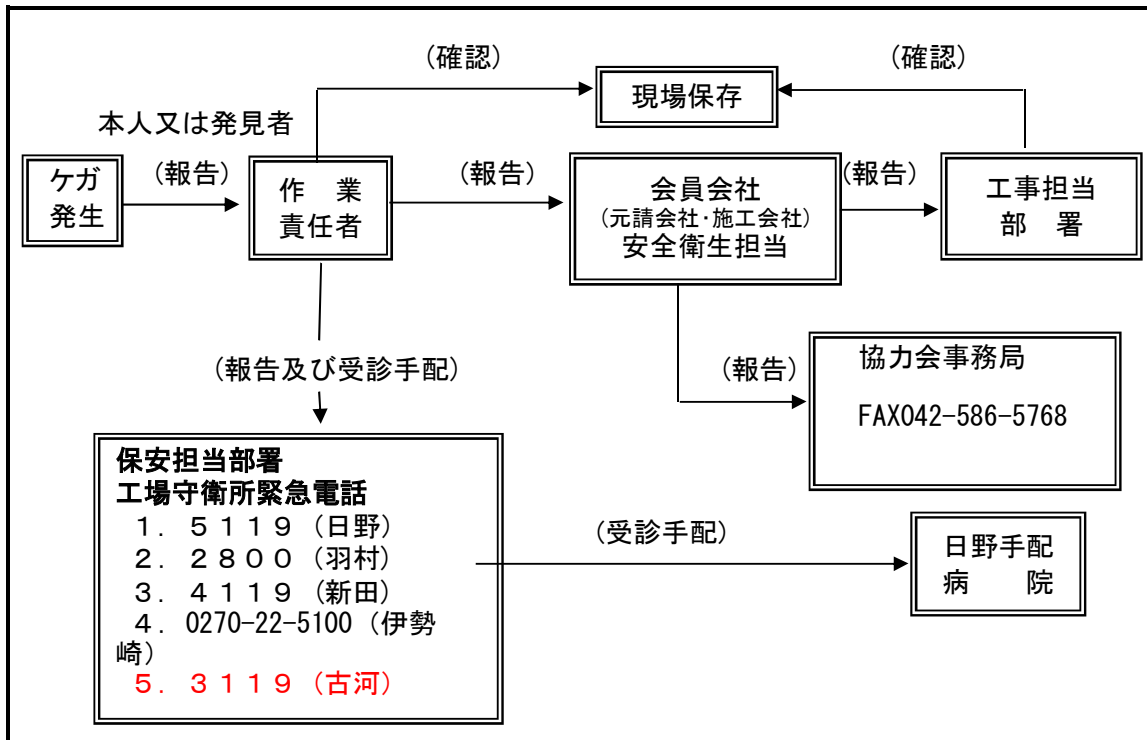
会員会社安全担当者及び作業責任者は、災害・事故の応急処置後、工事担当部署及び安全衛生担当部署と協議し、事故・災害再発防止に努め、定められた期限内に「災害報告書」(様式6)を協力会事務局に提出する。

第2節 災害・事故発生時の応急処置対応

1 【 会社稼働時間内 】



2 【 会社稼働時間外 】



第3節 災害・事故発生時の対応手順

1 区分(報告書の提出範囲)とその対応方法

区 分	対 応 方 法
<p>1. 人身災害</p> <p>工事又は保全作業等において、仕入先従業員が災害を起こした場合及び日野従業員を負傷させた場合</p>	<p>(1)救急措置</p> <p>①病院へ急送する必要がある場合は、正門守衛所(社内緊急電話により)に依頼し、救急車の出動を要請する。 (携帯電話での直接119番通報後、守衛所へも連絡すること)</p> <p>②会社稼働時間内は工場安衛担当部署の指示により、社内診療所にて受診することができる。</p> <p>(2)連絡</p> <p>①負傷者を救護(診療所・病院)すると同時に、直ちに負傷者の会社所属長、会員会社安全衛生担当者、工事担当部署、工場安全衛生担当部署、協力会事務局に連絡する。</p> <p>②工場安全衛生担当部署、工事担当部署、協力会事務局に状況を報告する。</p>
<p>2. 火災・物損事故</p> <p>工事又は保全作業等において、火災の発生あるいは使用機器等により日野の財産に損害を与えた場合</p>	<p>(1)火災発生の場合</p> <p>火災を発見した時及び出火時は、直ちに消防(119)へ通報するとともに最寄りの火災報知機、社内緊急電話又はその他の方法で、まず正門守衛所へ急報し、次に工事担当部署、工場工務部等へ急報する。 又、初期消火に努め、被害を最小限に食い止めるよう処置する。</p> <p>(2)日野の建物・機器に損害を与えた場合 (環境事故・クレームを含む)</p> <p>暫定処置(漏水対策等)を必要とする場合は、直ちに処置を行なうと同時に正門守衛所、工事担当部署、工場工務部等へ急報する。</p>
<p>3. 設備・ライン停止</p> <p>工事又は保全作業等で過失によって設備ライン(原動力・組立・加工・粗形材等全てを含む)が停止し、著しく生産に影響を与えた場合</p>	<p>設備・ライン停止の事故が発生した場合、復旧工事を速やかに行なうと同時に作業管理部署、工事担当部署、工場工務部等へ急報する。 なお、作業管理部署等からの異常の発生の連絡と指示があった場合は、その指示に従う。</p>

<p>4. ヒヤリ発生報告</p>	<p>ヒヤリが発生したとき作業責任者は、会員会社安全衛生担当者、工事担当部署、協力会事務局に連絡する。</p>
-------------------	---

2 報告書の提出

- (1) 報告書は区分に従い、会員会社が作成する。報告書の用紙は、この構内作業要領に定める「(労働・物損・ヒヤリハット)災害報告書」(様式6)を使用する。
- (2) 会員会社は、災害発生後7日以内に報告書を工事担当部署、協力会事務局に提出しなければならない。なお、報告書は災害の再発防止を目的とするものであり、災害の緊急報告については、口頭又は電話で、日野関係部署(工場安全衛生担当部署・正門守衛所・工事担当部署・調達部等)へ速やかに連絡しなければならない。
 なお、協力会事務局へは「事故・災害発生連絡書」(様式7)をファックスを用いて、速やかに連絡する。
- (3) 会員会社から工事担当部署に提出された報告書は、工事担当部署で意見を記入後、工事担当部署が関係部署へ写しを配付する。
 なお、協力会事務局に提出された報告書は、写しを全社安全衛生担当部署および協力会会長、総務委員会メンバーに送付する。
- (4) 各部会長は災害報告書をもとに部会員に内容・対策を周知徹底し、災害防止に努める。

電動工具・電気使用機器 点検対象表

アンダーライン部 名称訂正

項目 区分	NO	作業の種類	電動工具・電気使用機器名称	絶縁抵抗 測定	機能外観 確認	シール 貼付
電 動 工 具	1	切 削	電気カンナ	○	○	○
	2	切 断	電気丸鋸・カッター・切断機 バンドソー・チェーンソー ジグソー・レシプロソー・ ニプラ	○	○	○
			プラズマ切断機	○	○	○
			3	溝 切	電気溝切・電気丸鋸・ルーター・トリマー	○
	4	面取り 彫 刻	ルーター・トリマー・電気カンナ 電動面取りカッター	○	○	○
	5	穴明け	電気ドリル・ダイアコアドリル マグネットボール盤・タッパー	○	○	○
			ハンマードリル(電動ハンマー)	○	○	○
			パンチャー	○	○	○
	6	締め付け	スクリュードライバー	○	○	○
			インパクトレンチ・シャーレンチ	○	○	○
	7	破 碎 ハツリ	電動ハンマー・電動ケレン 電動タガネ・電気チッパー	○	○	○
	8	切削・研磨 つや出し	電動グラインダー・電気サンダー 電動バフ	○	○	○
	9	釘・鋏打ち	電気タッカ ・電動鋏打機	○	○	○
	10	リベット打	電気リベッター	○	○	○
	11	折り曲げ	電動ベンダー	○	○	○
12	ネジ切り	パイプネジ切機・ボルトネジ切機	○	○	○	
13	混 練	攪拌機・混練機	○	○	○	
14	コンクリート ならし・打込	電動コテ・電動バイブレーター	○	○	○	
15	上記の工具類のうち二重絶縁構造のもの			△	○	○
電 気 使 用 機 器	16	仮設配線	電工ドラム(漏電遮断器の機能点検含む)	○	○	○
	17	溶 接	アーク溶接機(自動電撃防止装置の機能点検含む)	○	○	○
	18	圧縮機械	電動エアコンプレッサー・電動油圧発生機	○	○	○
	19	水の揚排水	電動水中ポンプ	○	○	○
	20	その他 1	エンジンウエルダー・エンジン発電機・掃除機(湿式) ポリシャーなど	○	○	○
	21	その他 2	①扇風機・掃除機(乾式)等の一般家庭用電気機器類	△	○	△
②投光器・ホットマーカ―・半田ゴテ・充電式工具用充電器・遠赤ヒーターなど一般に電気を使用する機器類						

- 注1: 使用時は必ず漏電遮断器付き電工ドラムを経由してください。
- 注2: 充電式工具(充電式ドリル・充電式ドライバー等)は当該管理対象外です。
- 注3: 絶縁抵抗値は1MΩ以上(絶縁抵抗計の電圧は500V使用)です。
- 注4: 機能確認はコード・プラグ・異音等を確認して下さい。
- 注5: ○印の項目は義務づけとし、6ヶ月ごとに実施して下さい。
- 注6: 列記した機器以外についても上記に準じて点検の要否を判断して対応してください。

外来工事機器持込基準

別表2

機器名称	持込許可基準	機器名称	持込許可基準
共通	持込機器には工事業者名を明示する。	エンジン機器	①チエンソー・ランマー・発電機には工事業者名が明示してある。 ②補充燃料は専用の携行缶で、蓋がしっかりと閉まる。 ③補給は必ず屋外で行うこと。
防火用具	①消火器薬剤容量3.0Kg(10型)以上を2本以上 ②防火バケツ2個(防火物70%以上入った物)以上	交流アーク溶接機	①自動電撃防止装置が取り付けられている。 ②ホルダーは、絶縁物の脱落・焼損もしくはスパッターの付着はない。 ③ケーブルの取り付け部の露出および被覆の破れはない。 ④溶接機に工事業者名が明示してある。 ⑤溶接用電源は日野規格の専用コンセントより取る。
玉掛用具	①ワイヤロープは、形くずれ・著しい素線切れ・磨耗がない。 ②吊りチェーンは、変形・腐食・損傷がない。 ③繊維ベルトは、形くずれ・損傷・縦糸の切断がない。 ④フック・シャックル・リング等は、変形・損傷がない。	ガス溶接装置	①ポンペは、台車等に積載固定されている。 ②調整器、圧力ゲージに損傷がない。 ③ホースの接続部は、ホースバンド等で確実に締め付けてある。 ④専用レンチ・点火用ライター等の必要な用具が備えてある。 ⑤溶接機に工事業者名が明示してある。
チェーンブロック	①フックは、変形・損傷がない。 ②チェーンは、変形・腐食・損傷・ねじれがない。 ③巻き上げ機構は、円滑に作動する。 ④ボルト・ナット等締付部は、破損・ゆるみがない。	車両系建設機械 (フォークリフト・ショベルローダー)	①定期自主検査は、確実に行なわれている。 ②方向指示器・警報装置は、正常に作動する。 ③後退時の警報装置を備えている。 ④工事業者名が明示してある。
グラインダ・切断機	①180度以上覆う丈夫なカバーが取り付けられている。 ②安全カバーはガタがなく、取付ボルトの脱落等がない。 ③と石に損傷・異常磨耗・目づまりがない。	車両系建設機械 (高所作業車・パワーショベル等)	①定期自主検査は、確実に行なわれている。 ②方向指示器・警報装置は、正常に作動する。 ③走行装置・操作装置に異常はないか。 ④工事業者名が明示してある。
移動式梯子	①丈夫な構造で、ガタ・曲がり・亀裂・腐食等がない。 ②下部には滑り止めが付いている。 ③幅は30cm以上で、踏さんのピッチは25～30cmの間隔である。 ④工事業者名が明示してある。	移動式クレーン	①定期自主検査は、確実に行なわれている。 ②巻過防止装置、アウトリガーは正常に作動する。 ③ブレーキ・クラッチは正常に作動する。
脚立	①丈夫な構造で、ガタ・曲がり・亀裂・腐食等がない。 ②下部には滑り止めが付いている。 ③折りたたみ式の物は、丈夫な開き止め金具を備えている。 ④脚と床面との角度は、75度より大きくなっている。 ⑤工事業者名が明示してある。	電工ドラム	①コードリールは3P・漏電遮断器付である。
移動式足場 (ローリングタワー)	①90cm以上の手すりが付いている。 ②昇降設備が付いている。 ③対角線方向にアウトリガーがついている。(3段以上) ④作業床は全面に敷きつめ、移動しないように固定してある。	電動工具 (移動式・可搬式の100V用電動工具)	①電動工具は3Pアース付き又は2重絶縁である。 ②6ヶ月に一度の点検シールが貼ってある。 ③プラグ・コードおよび手元スイッチは損傷・破損がなく、正常である。

資格一覽表

資格名		資格を必要とする者
免許	クレーン運転士	クレーン（吊上荷重5t以上）運転従事者
	移動式クレーン	移動式クレーン（吊上荷重5t以上）運転従事者
	<u>電気工事士</u>	<u>第一種電気工事士、第2種電気工事士</u>
	X線作業主任者	X線作業区域毎（正副各1名/直）
技能講習	ガス溶接	ガス溶接作業従事者
	フォークリフト運転	フォークリフト（最大積載荷重1t以上）運転従事者
	ショベルローダ運転	ショベルローダ（最大積載荷重1t以上）運転従事者
	車両系建設機械運転	車両系建設機械（最大積載荷重3t以上）運転従事者
	床上操作式クレーン運転	床上操作式クレーン（5t以上）運転従事者
	移動式クレーン運転	移動式クレーン（吊上荷重1t以上～5t未満）運転従事者
	玉掛作業	吊上荷重1t以上のクレーン等の玉掛作業従事者
	高所作業車運転	作業床高さ10m以上の高所作業車運転従事者
	足場の組立等作業主任者	つり足場、張出し足場、高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体、変更の作業
	有機溶剤作業主任者	有機溶剤の製造・取扱い作業単位（正副各1名/直）
	鉛作業主任者	鉛作業単位（正副各1名/直）
	特定化学物質等作業主任者	特定科学物質の製造・取扱い作業単位（正副各1名/直）
	酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険作業場単位（正副各1名/直）
	特別教育等	研削砥石取替え・試運転
アーク溶接		アーク溶接作業従事者
フォークリフト運転		フォークリフト（最大積載荷重1t未満）運転従事者
高圧電気取扱い		高圧の充電回路・設備の敷設・点検・修理・操作の作業従事者
低圧電気取扱い		低圧の充電回路の敷設・修理又は充電部分が露出した開閉器の操作の作業従事者
足場・解体の従事者		足場の組立・解体従事者は、足場組立等の特別教育終了証が必要
クレーン・床上操作式クレーン運転		クレーン・床上操作式クレーン（5t未満）運転従事者
移動式クレーン		移動式クレーン（1t未満）運転従事者
玉掛作業		吊上げ荷重1t未満のクレーン等の玉掛作業従事者
ゴンドラ操作		ゴンドラ操作作業従事者
産業用ロボット（教示）		産業用ロボットの教示作業従事者およびその共同作業
産業用ロボット（検査）		産業用ロボットの検査作業従事者およびその共同作業
高所作業車運転		作業床高さ10m未満の高所作業車運転従事者
粉じん作業		特定粉じん作業従事者
有機溶剤取扱い作業		有機溶剤の製造・取扱い作業従事者
酸素欠乏危険作業		酸素欠乏危険場所における作業従事者
高所作業		2m以上の高所での作業従事者
感電防止		電動工具取扱い作業従事者
振動工具取扱い作業		振動工具取扱い作業従事者

安全衛生保護具一覧表

部位	保護具の名称	適用作業	使用上の注意	
頭部	飛来・落下物用	全工事作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帽体にも亀裂、損傷のないもの ・ 内装の損傷、腐食、縫い付け部の強度劣化等のないもの ・ あご紐、バックルに損傷のないもの 	
	ヘルメット	墜落時保護用		2 m以上の高所作業
				はいつけ、はいくずし作業、トラック荷台での作業
		感電防止用		電気工事作業、高圧活線接近作業
		防災面	有害液体取扱い、研削作業など	
	遮光面	アーク溶接、溶断作業など	・ 遮光度の適したもの	
眼部	防じん用メガネ	粉じんが著しい作業（研磨、エアブローなど）	・ 塗装吹付けも含む	
	遮光用メガネ	反射光が著しい作業（溶接、溶断など）	・ 遮光度の適したもの	
耳部	耳栓	85 db以上の作業（エアハンマ、エアブローなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮音性能の適したもの ・ 清潔なもの 	
	イヤーマフ	100 db以上の作業（タンク内のハンマリングなど）		
鼻口部	ろ過式	防じんマスク	粉じんが著しい作業（アーク溶接）	・ 酸欠職場は使用禁止
		防毒マスク	有毒ガス作業（塗装、接着など）	・ 国家検定品を使用
	供給式	送気マスク	酸欠職場での作業 粉じんが著しい作業 ヒュームが著しい作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源の確認 ・ 空気入れ場所の環境
		自給式呼吸器	有毒ガス作業	・ 使用限度時間
手部	手袋	切創防止用（軍手、ケプラール等）	切創を伴う作業	・ 回転機器等を使用する際は巻き込まれ防止のため使用禁止
		耐溶剤用	酸、アルカリ溶剤取扱いなど	・ 溶剤用は合成樹脂手袋
		耐熱用	溶接、溶断、高熱物取扱い作業	
		絶縁用	高圧活線接近作業	・ 定期自主検査が必要
		防振用	振動の著しい作業（エアハンマなど）	
足部	足カバー	溶接、溶断、高圧物取扱い作業及び切創を伴う作業		
	安全靴	全工事作業（とび作業は除く）		
	静電靴	塗装ブース、塗料調合室内での作業		
	絶縁靴	高圧活線接近作業		
	安全ゴム長靴	酸、アルカリ取扱い作業		
	地下足袋	とび作業		
腰部	安全帯	高所作業	・ 2 m以上の高所作業時	